

破産管財人 各位

**法テラスによる引継予納金（管財人費用）等の立替えについて**

平成22年4月1日以降に法テラス（日本司法支援センター地方事務所）の援助開始決定がされた生活保護受給者の破産事件のうち、破産管財人が選任される事件については、引継予納金（管財人費用）20万円、官報公告費用1万8543円（※1）及び印紙・郵券費用6450円（合計22万4993円（※2））を、申立人に代わり、法テラスが立て替える制度が開始されています。

本件も、その対象事件として、法テラスによる立替えがされる予定と聞いております（正式には、おって法テラスから破産管財人宛てに通知がされます。）ので、下記の事項にご留意ください。

## 記

- 立替金のうち引継予納金20万円は、法テラスにより、破産管財人の口座に直接振り込む方法で予納されます。
- 1件当たりの財団収集額が40万円以下の場合に、原則として当該収集額から事務費等を控除した額を管財人報酬とするとの運用は、他の事件と変わりありません。  
しかし、40万円を超える破産財団を形成できた場合には、管財人報酬に次いで、法テラスに対する立替金を、破産法148条1項1号の共益費用として当該財団から返還する必要があります（法テラスの立替金を、他の財団債権の弁済や破産債権者に対する配当原資とすることはできません。）。  
（具体例）
  - 財団収集額が50万円で、管財人報酬が40万円と決定された場合  
→ 財団収集額から管財人報酬を差し引いた10万円を法テラスに返還する。
  - 財団収集額が80万円で、管財人報酬が50万円と決定された場合  
→ 財団収集額から管財人報酬を差し引いた30万円のうち、22万4993円（※2）を法テラスに返還する。残余を他の財団債権の弁済や破産債権者に対する配当原資とする。

\* 法テラスに対し立替金を返還する場合の振込口座は、別途、法テラスから通知がされる予定です。  
\* 法テラスによる立替金の額は、引継予納金20万円、官報公告費用1万8543円（※1）及び印紙・郵券費用6450円の合計22万4993円（※2）ですので、法テラスへの返還金額は最大22万4993円（※2）となります（※3）。
- 異時廃止が見込まれる事件については、公租公課等に先立って、法テラスによる立替金を返還する必要がありますので、法テラスに対する返還をする以前に、公租公課等の財団債権の弁済をしないでください。
- 法人と代表者、夫婦や親子等の関連事件がある場合は、援助開始決定がされた事件（例えば「代表者」の事件）の財団から法テラスに対する返還をすることになります。それ以外の関連事件（例えば「法人」の事件）で財団が形成されても、その財団から法テラスに対する返還をすることはできませんので、返還の前に、どの事件で援助開始決定がされているかを確認してください。

※1 令和8年以降申立ての事件は、2万0397円

※2 令和8年以降申立ての事件は、22万6847円

※3 令和7年以前申立ての事件でも、官報費用の値上げに伴う差額（最大786円）を追納している事件があります。詳細は申立代理人にお問い合わせください。

以上